

第15回土地家屋調査士特別研修 グループ研修マニュアル

日本土地家屋調査士会連合会

1 グループ研修とは

グループ研修は、基礎研修において基礎知識を身に付けた後、受講者が少人数で討論や学習を行い、一人一人の習熟度を高めるためのものである。

研修内容は、「申立書の起案」、「答弁書の起案」及び「倫理」であり、最低でも各5時間、合計15時間以上の研修を行うとともに、課題を提出する。

提出する課題の成果はもとより、それに至るまでのグループ研修の内容は、その後の集合研修・総合講義の理解度及び考査の成績に大きく影響を与え、本特別研修の中核を成すものである。

2 グループの構成及び研修に先立つ実施事項

(1) グループ編成

グループ編成は、諸般の状況を考慮して編成するため、原則としてグループの変更はできない。

(2) グループ長

① 選任方法

- ・グループ長は、グループ内の受講者で互選して選任すること。
- ・グループ長一人に負担が集中しないように協力し合うこと。

② 任務

- ・グループ研修の進行
- ・グループを構成する受講者の修習の管理、課題取りまとめ及び提出、報告書提出

(3) 研修を開始する前の確認、決定すべき事項

グループ研修に先立ち、次のことを実施すること（グループ長が進行）。

- ① グループメンバー同士の連絡先の確認
- ② メンバー全員が集合できる研修日程及び場所の決定
- ③ 研修内容の確認
- ④ 提出課題の把握（教材を参照）

3 グループ研修の進め方

(1) 教材

教材は、本特別研修の教材Ⅱを使用する。研修に当たっては、連合会が指定する必読図

書・参考図書等を参考にすること。

(2) 開催日程及び研修時間

基礎研修終了日の翌日から集合研修開始日の前日までの間に、15 時間以上の研修を行うものとする。

ただし、グループ研修の課題は、令和 2 年 8 月 4 日（火）必着で提出するものとする（提出については、後述の 4 参照）。

(3) グループ研修の成立

グループ研修は、メンバー全員が一か所に集まって実施する。

ただし、やむを得ない事情により、メンバーの一部が早退又は欠席する場合は、メンバーの半数以上（ただし、その数が 3 名未満の場合は 3 名）で実施した時間について、グループ研修を実施したものと見なす。

なお、研修時間が 15 時間に満たない受講者は、グループ研修を修了できない。

(4) ウェブ会議システムの使用

原則として、グループ研修は集合して実施しなければならない。ただし、次の条件を満たす場合は、メンバーの一部又は全員について、ウェブ会議システムによる出席を認める。

- ① メンバー全員が出席して研修を行うこと（ウェブ会議システムを使用する場合、欠席及び早退は認めない。）。
- ② 全員が発言して意見を述べること。
- ③ 別途連絡する「ウェブ会議システムを利用する際の留意事項」を確認すること。

(5) 自主学習の必要性

グループ内での討論や課題に対する結論を導き出すために必要となる知識の習得には、限られた時間しか実施できないグループの学習だけではなく、自主的な学習が欠かせない。

ただし、自主学習はグループ研修の所定の時間数には含めない。

(6) 提出書類（課題・報告書）

下記 4 に記載の提出書類を、グループごとに 1 組提出すること。

4 提出書類（修了認定要件）

(1) 提出書類（課題及び確認・報告書類）

- ① 各グループ：教材に記載された次の課題

A 申立書の起案

B 答弁書の起案

※ A と B は別々に作成し、その各ページに下記 (3) で示す事項を付すること。

- ② 各グループ長：グループを構成する受講者の修習管理

C 「第 15 回土地家屋調査士特別研修 グループ研修課題提出書」

(土地家屋調査士特別研修様式 8)

D 「第15回土地家屋調査士特別研修 出欠確認書及び終了報告書【グループ研修】」

(土地家屋調査士特別研修様式 7)

(2) 提出方法及び提出先

① 提出物

上記(1)のA～Cは、グループ長が取りまとめ、1部を提出する。

令和2年8月4日(火) 必着

上記(1)のDは、グループ長が必要事項を記入し、1部を提出する。

令和2年8月20日(木) 必着

② 提出方法及び提出先

所属する土地家屋調査士会に提出(メール、手渡し、郵送又はファクシミリ)する。

なお、基礎研修会場等において別途指示があった場合は、その指示に従って提出する。

(3) 提出時の注意事項

申立書及び答弁書の各ページに次の①及び②を付すること。

① 右上に、次の例のとおりグループ番号及びグループ長名を付する。

(例) グループ番号：10 グループ長：日調連太郎

② 右下に、下記例のとおり当該ページ数及び総ページ数を付する。

(例) 総ページ数が5ページで、3ページ目を開いている場合 : 3/5

上記(1)の提出書類を提出しない場合、グループ研修を修了できません。

5 質問事項

(1) 課題内容

「第15回土地家屋調査士特別研修 グループ研修質問用紙」(土地家屋調査士特別研修様式 9)に必要な事項を記入の上、所属するブロック協議会(又は土地家屋調査士会)が指定する連絡先へメール又はファクシミリで送付すること。

ただし、質問に応じられる内容は、教材の不備、誤植等に限りません。

(2) 運営に関する事項

「第15回土地家屋調査士特別研修 グループ研修質問用紙」(土地家屋調査士特別研修様式 9)に必要な事項を記入の上、連合会へメール(rengokai@chosashi.or.jp)又はファクシミリ(03-3292-0059)で送付すること。

6 受講中止の措置

グループ長は、グループ内において受講態度が著しく不良である等、グループ研修の進行

に支障をきたす受講者がいる場合は、所属するブロック協議会（又は土地家屋調査士会）が指定する連絡先へ連絡すること。

連絡を受けたブロック協議会（又は土地家屋調査士会）は、事実関係を調査し、連合会と協議の上、その者に受講の中止を命ずることができる。